

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に関する規則等の 改正イメージ及び今後の方向性

令和5年10月19日
緊急事案対策室・検査グループ

1. 経緯

原子炉等規制法第62条の3に基づく法令報告の改善については、これまでの会合で議論が収束した事項について原子力規制委員会に報告し、改善の方向性について了承を得た。これを踏まえ、原子力規制庁は、原子力規制委員会規則の改正案等を作成するとともに、今後の法令報告の改善の方向性について検討した。

2. 原子力規制委員会規則等の改正イメージ

令和5年度第14回原子力規制委員会で改善の方向性について了承を得た事項のうち、次の事項について原子力規制委員会規則の改正案等を作成した。現在、さらに内部で議論をしており、今後変更の可能性もあるが、現時点での改正の方向性及びイメージは、下記及び別紙1から別紙2-3のとおり。

- (1) 核燃料施設で施設が故障した場合、原子力施設の安全に関する事象を報告対象とし、「事業に支障を及ぼしたとき」を削除
 - 核燃料施設の各事業規則では、施設等の故障に係る次のような規定がある（参考参照）。
 - ✓ 施設が故障した場合において事業に支障を及ぼしたとき
 - ✓ 施設の故障によって原子力安全上の機能（遮蔽、閉じ込めなど）が喪失又は喪失のおそれがあり、それにより事業に支障を及ぼしたとき
 - 原子炉等規制法の法目的を踏まえると、原子力規制委員会が同法に基づき報告を受ける事象としては、原子力安全への影響に主眼を置くべきであり、事業への支障を法令報告対象とする必要はない。
- (2) 核燃料施設等に係る廃止措置段階で法令報告を要する事象を、その時点で施設の安全に関するものに限定
 - 廃止措置段階にある発電用原子炉施設については、その時点での同施設の安全に関する事象のみを法令報告対象とすることを、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の

設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）」にて定めている。

- 発電用原子炉施設の訓令と同様の規定を、核燃料施設等の訓令にも整備する。
- 併せて、実用発電用原子炉施設について、サイト全体ではなく一部の号機のみ廃止措置を行う場合を想定して、記載を適正化する。

- (3) 法令報告の運用について、原子力規制委員会規則の解釈に位置付けを変更
- 法令報告の詳細については関係規則の運用に関する訓令で定めているが、原子力規制委員会規則の解釈として新たに定め、文書の位置付けを変更する。

別紙1：上記(1)に関する関係規則の改正案

別紙2-1-1～7：訓令を解釈とするもので、(1)及び(2)に関する改正があるもの

別紙2-2-1及び2：訓令を解釈とするが、内容の改正はないもの

別紙2-3：使用済燃料貯蔵事業に係る解釈の制定案

法令報告の運用に係る現行の訓令については、解釈の制定と併せて廃止する。

今後、原子力規制委員会の了承が得られれば、必要な意見公募を実施した上で、規則の改正や解釈の制定等を実施する予定。

3. 今後の方向性

令和5年度第14回原子力規制委員会で改善の方向性について了承を得た事項のうち、次の事項については規則等の改正に含んでいない。

- (1) 核燃料施設の故障に係る法令報告の2つの号の統合
- (2) 試験研究炉用等原子炉施設の法令報告事象について「運転を停止することが必要となったとき」の削除
- (3) 法令報告は「直ちに報¹」と「遅滞なく報²」の2段階の報告を求めているが、リスクの低い核燃料施設等（重大事故や多量の放射性物質等を放出する事故が想定されていない核燃料施設等）については、グレーデッドアプローチの考え方を適用し、故障を対象とした法令報告事象では「遅滞なく報」の提出を不要とすること

¹ 法令報告に該当する事象が発生したとき、その旨を直ちに、報告するもの。

² 法令報告に該当する事象の状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告するもの。

これらについては、実用発電用原子炉施設に係る法令報告との関連を考慮するとともに、原子力規制検査の運用状況等を踏まえて、原子力規制検査で確認することと法令報告で対応する必要があることを整理し、法令報告の対象とすべき事象も含めて、改めて抜本的に検討したい。その際には、新規制基準に係る適合性審査における確認事項や原子力規制検査の指摘事項、INES 評価の運用等にも留意することとする。

継続して検討することとしている「核燃料物質によって汚染された物」の盗取又は所在不明時の対応についても、これと併せて検討を進める。

(添付資料)

- 別紙 1 核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則 (案)
- 別紙 2-1-1 実用炉及び研究開発段階炉報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-1-2 加工施設報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-1-3 試験炉報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-1-4 再処理施設報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-1-5 廃棄物管理施設報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-1-6 第二種廃棄物埋設施設報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-1-7 燃料使用及び原料使用報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-2-1 福島第一報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-2-2 外運搬報告基準解釈 (案)
- 別紙 2-3 使用済燃料貯蔵施設報告基準解釈 (案)
- 参考 1 使用済燃料貯蔵施設報告基準の解釈 (案) と他施設の解釈 (案) との比較
- 参考 2 事業規則における法令報告事象の条文